

関 係 各 位

いわき市農業委員会事務局農地審査係  
農 地 転 用 許 可 事 務 担 当

農地区分の照会について（お願い）

このことについて、近年、多くの事業所様から農地の区分に関する問合せ（＝第何種農地に該当するかの問合せ）をいただいている中で、照会方法もファクシミリ・電話・電子メール等と非常に多様となっております。

誠に勝手ながら、当農業委員会事務局といたしましては、照会いただく際の方法を次のとおり統一させていただきましますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

## 1 照会書の提出先

ファクシミリ・電子メール・窓口持参のいずれかの方法により提出してください。

【 F A X 】 0246-22-7538

【メール】 [nogyo@city.iwaki.lg.jp](mailto:nogyo@city.iwaki.lg.jp)

【窓 口】 いわき市平字堂根町 4 番地の 8 いわき市農業委員会事務局（いわき市役所東分庁舎 5 階）

【様 式】 「農地区分照会書（いわき市農業委員会）」

⇒ 市公式ホームページの「農地転用の概要」から入手可能です。

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000001046/index.html>

## 2 回答方法

ファクシミリ・電子メール・窓口交付のいずれかの方法により回答します。

## 3 回答期間

概ね 2 週間程度を目安としていますが、現地調査が必要な場合や業務繁忙期、他のお問合せ件数等によっては、1 か月程度お時間を要する場合がありますので、ご了承願ひします。

## 4 留意事項（詳細は照会書の裏面をご確認ください）

- (1) 農用地区域及び市街化調整区域・都市計画区域外の別については、前もって市の担当部署へ確認してください。
- (2) あくまで「農地区分の回答」であり、「許可見込みの回答」ではありません。
- (3) 農地区分は、周辺農地の利活用状況によって変わることがあります。転用等の事前相談の際に、改めて確認をお願ひします。
- (4) 区分の照会は、「1 回につき 10 筆」を上限とします。複数申請する場合は、回答を受けてから次の照会をしてください。なお、同一事業者で別の担当者の照会を受けていない状態で照会をした場合は、本照会の回答を受けられません。同一事業者で担当者が違う場合でも、別の担当者の照会の回答を受けてから照会するよう調整をお願ひします。